

都市公園内行為許可申請書

令和 年 月 日

神戸市長 へ

郵便番号 千
住所

申請人 フリガナ
氏名

生年月日

年

月

日

印

連絡先(担当者名)

電話番号

下記のとおり都市公園内において をしたいので許可くださるよう申請します。

1	行為する都市公園名			
2	行為の位置又は公園施設	3	行為面積	m ²
4	行為内容			
5	行為目的			
6	行為の期間又は時間	令和 年 月 日 午前 時 分から 令和 年 月 日 午後 時 分まで		
7	都市公園の復旧方法	原状復旧		
8	その他			
9	使用料			

許可決議

担当局長	課長	管理係長	担当係長	係	令和 年 月 日 起	受付欄	令和 年 月 日
					令和 年 月 日 決		第 号

※申請書・許可証(写)・許可証の全てを印刷し、神戸市に提出してください。

※印刷時の注意

- ・全シート印刷:「ファイル」→「印刷」→設定欄で「ブック全体を印刷」を選択
- ・シートを1ページに印刷:「ファイル」→「印刷」→「拡大縮小の設定」→「シートを1ページに印刷」を選択

※申請書の申請者欄に、申請者の押印が必要です。

備考		整理簿記載	令和 年 月 日
		係印	

許可第

号

都市公園内行為許可証(控)

郵便番号 〒

住所

申請人 フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日

1	行為する 都市公園名			
2	行為の位置又は 公園施設	3	行為面積	m ²
4	行為内容			
5	行為目的			
6	行為の期間又は 時間	令和 年 月 日 午 前後 時 分から 令和 年 月 日 午 前後 時 分まで		
7	都市公園の 復旧方法	原状復旧		
8	その他			
9	使用料			
10	条件	下記のとおり		

上記のとおり都市公園内における

を許可する。

令和 年 月 日

神戸市長 久元 喜造 印

記

ア 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)及び神戸市都市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第117号)を守らなければならない。

イ 行為の前に必ずこの許可証を本市係員に提示し、その指示に従わなければならない。

ウ 行為中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

エ 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。

オ 施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。

カ 暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益につながるなど、法令又は条例の規定によりその利用が認められないときには、利用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。

キ 許可期間及び時間は、厳守しなければならない。

ク 許可を受けた者は、入念に後片づけをして、許可期間及び時間満了と同時に本市係員の検査を受け、返還しなければならない。

許可第 号

都市公園内行為許可証

郵便番号 〒

住所

申請人 フリガナ

氏名

生年月日

年

月

日

様

1	行為する都市公園名			
2	行為の位置又は公園施設	3	行為面積	m ²
4	行為内容			
5	行為目的			
6	行為の期間又は時間	令和 年 月 日 午 前後 時 分から 令和 年 月 日 午 前後 時 分まで		
7	都市公園の復旧方法	原状復旧		
8	その他			
9	使用料			
10	条件	下記のとおり		

上記のとおり都市公園内における を許可する。

令和 年 月 日

神戸市長 久元 喜造 印

記

- ア 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)及び神戸市都市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第117号)を守らなければならない。
- イ 行為の前に必ずこの許可証を本市係員に提示し、その指示に従わなければならない。
- ウ 行為中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
- エ 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- オ 施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。
- カ 暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益につながるなど、法令又は条例の規定によりその利用が認められないときには、利用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。
- キ 許可期間及び時間は、厳守しなければならない。
- ク 許可を受けた者は、入念に後片づけをして、許可期間及び時間満了と同時に本市係員の検査を受け、返還しなければならない。